

ルポ鬼丸販売業務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、津久見市土地開発公社(以下「公社」という。)が津久見市と締結したルポ鬼丸販売委託契約書に基づき、公社が実施するルポ鬼丸の販売に関する諸条件及び事務の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(分譲の対象者)

第2条 分譲の対象者は、次の各号の要件の全てに該当する個人又は法人とする。

- (1) 分譲地取得後おおむね2年以内に住宅(専用・兼用)を建築する見込みがあること。
- (2) 譲渡代金等を一括支払いできること。
- (3) 市税等に滞納がないこと(市外の市区町村から本市に住所を移す予定のものは、前住地のものも含む。)
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と密接な関係を持たないものであること。
- 2 建売住宅及び売建住宅の建設を希望するものは、建築業法(昭和24年法律第100号)第3条等に基づく許可等を得たもので、前項各号の規定を満たすものでなければならない。

(分譲地の販売価格)

第3条 分譲地の販売価格は、別表第1に掲げる不動産鑑定評価により算出された価格とする。

(分譲地の購入申込等)

第4条 分譲地の購入を希望するものは、ルポ鬼丸分譲地購入申込書(第1号様式)に次に掲げる必要な書類を添えて公社理事長に提出しなければならない。この場合において、1世帯又は1法人につき1区画の申込みを限度とする。

- (1) 誓約書兼承諾書(第2号様式)
- (2) 居住予定者全員の住民票の写し及び滞納がないことを証明することができる書類
- (3) マイナンバーカード等個人を確認できるものの写し
- (4) 定款、商業登記簿謄本等法人を確認できる書類の写し
- (5) その他公社理事長が必要と認める書類

2 公社理事長は、前項の規定による申込書を審査し第2条の規定に適合していると決定したときは、ルポ鬼丸分譲地購入決定通知書(第3号様式)により、申込者に通知するものとする。

(分譲地購入申込の特例期間)

第5条 分譲地の購入申込の特例として、令和5年2月6日から3月20日までの期間を、建売住宅及び売建住宅以外の住宅(専用・兼用)建設を希望する個人を対象とした先行予約期間とする。なお、期間終了時点で申込みが13区画に満たない場合は、建売住宅及び売建住宅を希望する個人又は法人も含めその後も継続し申込みを受け付けることとする。

(助成措置の適用)

第6条 第3条の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による通知があった者(以下「購入者」という。)で、津久見市定住促進のための市有住宅用地減額助成等に関する要綱(平成29年告示甲第33号。以下「要綱」という。)の規定による減額助成の適用を受けたものにあつては、別表第1に規定する価格から減額助成を受けた価格で契約をするものとする。

(譲渡代金等の支払い)

第7条 購入者は指定された期日までに、譲渡代金、水道引込工事費及び登記に関する費用を一括で支払わなければならない。

(所有権移転登記及び引渡し)

第8条 公社理事長は、譲渡代金等を受領後遅滞なく所有権移転登記手続きを行い、分譲地を引き渡すものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、公社理事長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

■ルポ鬼丸分譲価格表

区画	面積	坪数	価格
1	252.67 m ²	76.4 坪	288.1 万円
2	273.16 m ²	82.6 坪	363.4 万円
3	256.69 m ²	77.6 坪	346.6 万円
4	252.48 m ²	76.3 坪	340.9 万円
5	248.42 m ²	75.1 坪	335.4 万円
6	267.25 m ²	80.8 坪	334.1 万円
7	308.17 m ²	93.2 坪	400.7 万円
8	283.43 m ²	85.7 坪	382.7 万円
9	324.73 m ²	98.2 坪	415.7 万円
10	267.31 m ²	80.8 坪	286.1 万円
11	275.43 m ²	83.3 坪	294.8 万円
12	249.32 m ²	75.4 坪	274.3 万円
13	243.70 m ²	73.7 坪	297.4 万円

※水道引込工事費が別途必要となります。

